

姫路市入札監視会議 議事概要（平成30年度第2回）

1 日時

平成31年1月31日（木） 午前10時から午前11時30分まで

2 場所

姫路市役所 北別館4階 402会議室

3 出席者

（委員）秋本委員長 大内幹雄委員 大江委員 大内美香委員
（姫路市）福間財政局長 三河財務部長 原田契約課長 他契約課2名

4 概要

(1) 入札制度の概要説明

入札制度の概要及び平成30年7月1日から平成30年11月30日までの間の制度改正について事務局から説明

<主な制度改正とその概要>

- ・ 姫路市工事成績条件付一般競争入札の試行（平成30年7月以降に入札公告を行う案件から適用）

【主な質問・意見】

委員： 「工事成績条件付入札の適用事例」に記載の地域要件について。校区の分け方に決まりはあるのか。

事務局： 案件ごとに当該施工場所の校区により地域要件となる対象校区を決めている。金額に応じて対象となる校区の範囲が異なる。

委員： この制度は、通常地域要件に加えて、他の地域の者でも工事成績が良ければ入札に参加できるというものか。

事務局： そのとおり。

委員： Aランク、Bランクといった格付は、会社の規模によるものか。

事務局： 公共工事を請け負うためには、建設業の許可を取得し、経営事項審査を受ける必要がある。この経営事項審査は会社の規模等により点数が付けられており、本市ではその点数によりランク付けを行っている。

委員： 工事成績条件付入札で工事成績条件を満たした者は、あくまで入札参加資格が与えられるだけで、入札において加点される訳ではないのか。総合評価落札方式による入札では加点になるのか。

事務局： 総合評価落札方式の入札では加点となる。工事成績条件付入札では、あくまで入札に参加する資格が与えられるのみである。例えば、「工事成績条件付入札の適用事例」で挙げている「飾磨南北線道路新設工事」で言うと、この工事は飾磨校区での工事なので、Bランクの業者は、自校区、つまり飾磨校区に本社等がある者のみ参加資格を与えられるのが従来の入札である。Bランクの業者の中でも工事成績が良いものは、飾磨校区以外に本社等がある者でも、当該入札に参加することができる、という優遇措置である。

(2) 建設工事発注状況等の説明

平成30年7月1日から平成30年11月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況について事務局から報告

【主な質問・意見】

特になし

(3) 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定されていた大内美香委員から抽出結果を報告

<抽出の概要>

- ・ 入札方式別に審議対象工事を無作為に抽出
- ・ 制限付一般競争入札（総合評価）については、全5件中1件を抽出
- ・ 制限付一般競争入札（価格競争）については、全165件中2件を抽出
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から1件、建築・その他工事から1件）
- ・ 指名競争入札について、全176件中4件を抽出
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から2件、建築工事から1件、その他工事から1件）

(4) 抽出工事の説明及び審議

ア 制限付一般競争入札（総合評価）

松原排水路3号新設（その2）工事

【主な質問・意見】

特になし

イ 制限付一般競争入札（価格競争）

①福中町地内外下水道管更生工事

【主な質問・意見】

特になし

②中央体育館第2競技場空調機新設工事

【主な質問・意見】

委員： 入札価格は税抜金額なのか。

事務局： 入札価格は税抜金額である。通常、「予定価格」と呼ばれるものは税込金額のものを指すが、入札の際には業者に税抜金額で入札していただいているので、比較するために予定価格を税抜金額で表示している。

委員： この金額規模でも、8者しか参加がないものなのか。

事務局： 本工事は管工事である。管工事には、空調工事のほか、水道や排水設備関係の工事も含まれる。市内の管工事業者は、いわゆる水道関係や排水設備関係の業者が多い。本工事の入札参加条件では50者弱の業者が参加可能なのだが、空調工事なので参加者が少なかったと思われる。

委員： 空調工事はよくある工事に見受けられるのだが。

事務局： 空調のみの工事は少ない。建築物全体での工事が多い。

委員： 本工事は空調のみの工事なのか。

事務局： 中央体育館の第2競技場に空調機器を入れる工事である。

委員： 業者にとって、落札したい工事ではなかったということか。

事務局： 空調工事を専門にしている業者がそもそも少ない。

委員： 入札参加条件が厳しいわけではないということか。

事務局： 厳しいわけではない。空調のみの工事は、入札参加者が少ない傾向である。

委員： 参加可能業者全者に入札の通知を出しているのか。

事務局： 入札公告を出している。入札参加条件は全て公告に記載しており、入札公告を見て入札への参加意思がある業者は申し込みをされる。

委員： 入札公告は入札サイトに掲載しているのか。

事務局： 兵庫県の電子入札共同運営システムのサイトに掲載している。

ウ 指名競争入札

①網干小学校西側囲障改修工事

【主な質問・意見】

委員： フェンス工事は特殊なのか。

事務局： 専門性が高い工事である。この工事は、昨年大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受けての工事である。この大阪府北部地震では、ブロック塀に建築基準法上の問題があり、事故が起こった。そのため、本市でもブロック塀を撤去し、フェンスを設置する工事を行った。登録業者は60者以上いるが、専門性が高い業者は30者もない。

委員： フェンス工事はどんな業者でも施工可能かと思われるが、どうか。

事務局： フェンスや道路の区画線等の工事は専門性が高い工事である。

委員： 入札額の積算は簡単にできるものなのか。

事務局： 官積算した上での入札金額なのか、この工事であればこれくらいの金額でできる、と業者が決めた入札金額なのか、市側にもわからない。入札結果を見ると、入札金額にばらつきがあるものの、最低制限価格に近い金額で入札されている。

委員： ランダム係数が無ければ、別の業者が落札者となっていたのか。

事務局： はい。

委員： ランダム係数はどれほど有効なのかと思っていたが、こういうこともあるのですね。

事務局： 特に舗装工事はランダム係数の幅で入札される業者が多い。

委員： 逆にしっかり積算をしても、ランダム係数で落札できないこともあるということか。

事務局： はい。舗装工事ではそのような状況が多い。

委員： この工事は指名業者の校区が広範囲となっている。

事務局： 本工事は専門性が高い。土木工事だと、業者数が多いため、施

工場所に近い校区で選定できるが、フェンス工事のような特殊工法の工事は、市内に専門業者が少ないため、広範囲の校区から選定することになる。ブロック塀の改修工事は、この小学校だけでなく別の小学校でも発注があり、今回指名されていない業者については別の小学校の工事で指名されていることもある。

②別所5号線道路整備工事

【主な質問・意見】

特になし

③姫路市立動物園ダチョウ舎改修工事

【主な質問・意見】

委員： この金額での指名選定はこのような感じになるのか。

事務局： はい。B、Cランクで10者の指名になる。

委員： 入札辞退が多いが、特殊な工事なのか。

事務局： 本工事については、時期的なものもあり、手持ち工事が多く技術者の配置が難しい、といった理由で入札辞退される業者が多かった。

委員： 入札金額にばらつきがあるが、積算が難しいのか。

事務局： 建築工事なので、見積によるものが多く、ばらつきがある。

委員： 道路舗装の工事は、単価等が決まっているのか。

事務局： 土木工事は県で単価等が公表されているため、あまりばらつきはない。建築工事は民間による発注も多く、公共の建築工事に参加する業者は、その時々民間工事の受注状況を勘案しながら入札金額を決めているのではないかと思われる。

④香寺町矢田部マンホールポンプ設置工事

【主な質問・意見】

委員： この工事に限らず、本会議で審議された指名競争入札の工事は、2・3年平均実績の低い業者が落札しており、この平均実績が比較的高い業者は入札を辞退しているところが多いように思われる。

事務局： 2・3年平均実績は、その業種のみの実績である。他業種の実績は含まれていない。また、例えばCランクの業者であると会社自体の規模も小さいため、当然平均実績も低くなる。本会議で審議された工事の落札業者について、2・3年平均実績が低いのは

偶然によるものだと思われる。

委員：実績のある業者が落札するものだと思っていた。

事務局：実績の少ない業者に落札件数が多いという傾向は無い。本日の抽出工事が偶然そういった結果になっているだけである。実績の多い業者が有利になるような入札や指名はしていない。経営事項審査の総合評定値を基にランク付けをし、指名をしている。発注金額に応じた指名業者数やランクについては要綱等で定め、公表している。2・3年平均実績については、総合評定値に反映されているため、この平均実績は一定以上あれば指名の選定に影響はない。

(5) 入札参加資格制限の措置状況

平成30年7月1日から平成30年11月30日までの入札参加資格制限措置の状況について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

(6) 指名停止の措置状況

平成30年7月1日から平成30年11月30日までの間に指名停止措置の状況について、事務局から報告（延5者）

【主な質問・意見】

委員：指名停止措置の理由に、現場代理人が業務に従事しておらず、とあるが、これは市の調査が時々入るとのことなのか。

事務局：倒産のため、現場代理人が業務に従事しておらず、工事完了の見込みがないと判断して契約を解除し、指名停止措置を行った。

委員：入札時には分からないことなのか。契約が履行されないというのは稀なことだと思われる。

事務局：稀である。

委員：巨額な工事だったのか。

事務局：Aランクの業者なので、そこそこの金額の工事である。本工事は一般競争入札で落札された工事である。入札参加条件として、総合評定値や地域要件等を示しており、これらの条件に当てはまれば入札に参加でき、また落札者となる可能性もある。経営状況を把握するのは困難である。

委員：契約の相手方として不適当な行為があった案件について、指名停

止期間が1ヵ月では軽いように思われる。

事務局： 指名停止措置要綱に基づいて指名停止期間を決めている。土木業者は建築工事と違い、民間工事の受注があまり無いので、1ヵ月の停止期間でも業者にとっては大きな痛手であると思われる。

(7) 低入札価格調査

平成30年7月1日から平成30年11月30日までに行った低入札価格調査等について事務局から報告

【主な質問・意見】

特になし

(8) 苦情処理要綱に基づく苦情処理

苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

5 その他

(1) 次回会議の審議対象工事の抽出委員について

大内幹雄委員に決定。

(2) 次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成31年8月を目途に開催することに決定。